

別表（第2条関係）

補助事業名	中小企業新事業展開応援事業費補助								
補助事業の目的	コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に要する費用を補助することにより、ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会に対応するために前向きな投資を行なう県内の中小企業者を支援する。								
補助事業の対象となる者	県内で事業を営む中小企業者等 ただし、申請前の直近6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、前年又は前々年以前の同3ヶ月と比べて10%以上減少していること。								
補助事業の対象となる経費	新分野展開、事業転換、業種・業態転換、事業再編等を実施するために必要な経費であって、知事が必要かつ相当と認めるもの。ただし、消費税及び地方消費税は除く。								
補助率	定額								
補助金の額	<p>下表の各補助対象事業費区分に応じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以上～70万円未満</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>70万円以上～100万円未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上～150万円未満</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内</p>	補助対象事業費	補助金額	50万円以上～70万円未満	35万円	70万円以上～100万円未満	50万円	100万円以上～150万円未満	75万円
補助対象事業費	補助金額								
50万円以上～70万円未満	35万円								
70万円以上～100万円未満	50万円								
100万円以上～150万円未満	75万円								
適用除外とする条項	_____								
その他の事項	_____								

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 事業計画書(別紙1)
	(指定期日) 別に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) (1) 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更 (2) 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更するもの
	(添付書類) 事業変更計画書(別紙2)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第9条第1項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する
第11条	(添付資料) 事業実績報告書(別紙3)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内又は令和4年2月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告知第360号)の例による